

平成22年度第5回

堺市景観審議会

日時 平成23年2月8日(火)

午前10時00分

場所 堺市役所 本館地下1階 大会議室

都市計画課

# 堺市景観審議会

日 時 平成23年2月8日(火)  
午前10時00分

場 所 堺市役所 本館地下1階 大会議室

## ○出席議員(7名)

会 長 鳴 海 邦 碩  
委 員 岡 絵 理 子  
委 員 柳 川 陽 文  
委 員 岩 井 珠 恵

副会長 増 田 昇  
委 員 岡 村 筍  
委 員 島 保 範

## ○欠席議員(3名)

委 員 金 澤 成 保  
委 員 山 本 重 信

委 員 藤 原 正 宏

## ○案 件

堺市景観計画の策定について(諮問)

(午前10時00分開会)

○事務局 お待たせをいたしました。定刻になりましたので、ただいまから平成22年度第5回堺市景観審議会を開催させていただきます。

私、本日の司会をさせていただきます都市計画課の木下です。どうぞよろしくお願いいたします。

なお、本日、金澤委員、藤原委員、山本委員におかれましては、本日所用のため欠席するというのをご連絡いただいております。

なお、本日ご出席いただいております委員は定足数に達しておりますのでご報告申し上げます。

なお、本審議会の会議は公開することとなっております。また、会議の記録のために、事務局で必要に応じまして写真撮影、録画、録音等をいたしますので、よろしくお願いいたします。

次に、本日の資料の確認をさせていただきます。

まず、会議次第でございます。議案書でございます。議案書資料でございます。配席図でございます。堺市景観審議会委員名簿でございます。堺市景観審議会規則でございます。堺市景観審議会の傍聴に関する要綱でございます。不足の資料はございませんでしょうか。よろしゅうございますですか。

それでは、鳴海会長、会議の進行をよろしくお願いいたします。

○鳴海会長 それでは議事を進めていきたいと思っております。会議を始める前に会議録の署名委員を指名したいと思っておりますが、柳川委員と岡村委員にお願いいたします。

それでは案件、堺市景観計画の策定について、事務局からご説明いただけますでしょうか。

○宮尾都市政策課長 都市政策課長の宮尾でございます。よろしくお願いいたします。

それでは、諮問案件、堺市景観計画の策定についてご説明をさせていただきます。

スクリーンをご参照ください。

はじめに、これまでの審議の経過と、今後の進め方についてご説明いたします。これまで本審議会を昨年5月、6月、8月、11月の4回開催し、景観計画(素案)についてご審議をいただき、景観計画案を取りまとめていただきました。その後、12月開催の都市計画審議会において景観計画案を報告するとともに、12月末から1月末までの間、景観計画(案)と景観条例改正(案)についてパブリックコメントを実施いたしました。本日、第5回の審議会では、前回第4回審議会とパブリックコメントの意見を踏まえた景観計画の修正案と景観条例改正(案)についてご説明し、景観計画の策定について答申をいただきたいと考えております。

答申をいただいた後は、都市計画審議会への諮問、また、議会への景観計画の報告、景観条例改正(案)の上程を行ってまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

続きまして、資料の確認をさせていただきます。

議案書として、堺市景観計画（案）。説明資料として、資料1、平成22年度第4回景観審議会での主な意見と対応、資料2、景観計画（案）の新旧対照表、資料3、パブリックコメントの意見要旨とそれに対する市の考え方、資料4、堺市景観計画（案）の概要、資料5、堺市景観条例改正（案）の概要、資料6、堺市景観条例改正（案）でございます。よろしいでしょうか。

それでは、資料に沿って正面スクリーンのパワーポイントも交えご説明をさせていただきます。

まず最初に、第4回審議会での主な意見とその対応についてご説明いたします。委員の皆様には、事前に審議会でごいただいたご意見を踏まえ、会長と相談のもと修正いたしました計画案を送付しておりますが、改めてその内容をご説明いたします。

資料1及びスクリーンをご参照ください。

はじめに、「活かしたい堺の景観」についての主な意見としましては、各地域の景観の名称の横にある色の凡例・地図上のエリア枠・年表の色の関係性を再度整理することといったものがございました。

次に、地域別景観特性についての主な意見としましては、丘陵地景観の目標で、「営み」は人の営みと書かなければ、「自然と営み」ではわからない、臨海市街地の目標は、産業があつての、「環境と共生」とするべきではないか、3-55ページの「堺市の主な景観資源・景観特性」の内容を精査したほうがよいといったものがございました。

次に、推進方策の基本的な考え方についての主な意見としましては、市内連携を深めて、市として取り組むことが必要、4-2ページ「全市レベルー全市における景観誘導ー」では、大規模建築物等の届出と景観資源の保全・活用しか書かれていないが、公共事業における取り組みは大きな柱であるため、これを加え、「全市における景観誘導」を「全市における景観形成」とすべきではないか、景観は都市への誇りや魅力、観光の支えになるなど、位置づけが必要、景観計画の推進の具体的手順がもう少し必要ではないか、といったものがございました。

次に、色彩基準についての主な意見としましては、「自然素材、漆喰壁、れんが、金属材、ガラス等の着色していない素材により仕上げられる部分の色彩はこの限りではない」とあるが、色をつけるには、着色・発色・塗色がある、カキ渋を塗った板や焼き板は問題ないのではないか、自然素材に着色したものはどうするのか、デザインの問題であり、できるだけ誤解のないように記載し、あとは、日本の伝統的な美学に基づき、基準への適合について、審査員に判断してもらうということも必要ではないか、といったものがございました。

次に、重点景観形成地域についての主な意見としましては、重点景観形成地域について、位置づけや重みの文章を入れるべき、重点景観形成地域のしめくくりとして、次の段階に向

けた取り組みの記載が必要といったものがございました。

最後に、住民主体の景観まちづくりについての主な意見としましては、「住民主体の景観まちづくり」の図について、いろいろ取り組んだ後、また意識レベルに戻るような感じがする。意識が背景にあって、活動が展開されていく、図が天地逆ではないか、といったものがございました。

続いて、これらの意見に対する対応についてご説明いたします。

資料2及びスクリーンをご参照ください。

活かしたい堺の景観については、1ページのように年表と関連づけない田園景観及び南部丘陵の自然景観の横にある緑色の半円を削除しております。

次に、第3章、地域別景観形成方針における丘陵地景観と臨海市街地景観の目標については、2ページのように丘陵地景観の目標については、多様な自然と人の営みが一体となった丘陵地景観の保全に、臨海市街地景観の目標については、産業と環境が共生する躍動感ある臨海部の景観形成に、それぞれ修正しております。

次に、第4章の推進方策の基本的考え方については、4ページのように庁内連携に関し、「市民、事業者、行政の役割」を第4章の冒頭に記載し、行政の役割において、市の各部局が認識を深め連携を図ることを追記するとともに、7ページのように、他の施策との連携による総合的な景観形成の推進において、文化・観光施策との連携を追記しております。

また、5ページ、6ページのように、3つの取り組みレベルの設定において、「全市レベル」に公共事業による先導的な取り組みを追記するとともに、「全市における景観誘導を」「全市における景観形成」に修正しております。

さらに、5ページの下図のように、景観計画の推進の具体的な手順について、意識啓発や機運の醸成により、良好な景観形成を行っていく意識を高め、技術的支援や景観の担い手育成、ルールや仕組みづくり、都市計画法や景観法などの手法の選択・活用を行いながら、景観まちづくりを進めていくという、景観まちづくりの展開プロセスを追加しております。

次に、色彩基準については8ページのように、石材・木材などの自然素材、漆喰壁、れんが、金属材、ガラス等の表面に着色していない素材に修正しております。また、表面に着色していない素材で仕上げられたものについては、色彩基準の適用除外としており、カキ渋を塗った板などで仕上げられた物については、色合いなどそれぞれで状況が異なることから、地域の特性を踏まえ、景観アドバイザーの意見を伺いながら対応してまいりたいと考えております。

次に、重点的に景観形成を図る地域については、9ページ、10ページのように、百舌鳥古墳群周辺地域については、日本の古墳文化や古代の国家形成過程を物語る貴重な遺産であるという意味づけを行うとともに、今後の取り組みとして、成熟した市街地と歴史・文化遺産の保護の両立を目指し、古墳と一体をなす歴史・文化環境にふさわしい景観の誘導を図る

ため、古墳周辺においては、大仙公園の整備や濠の水質保全、視点場の形成などの環境整備を進めるとともに、これと調和した周辺市街地の景観形成に向け、建築物の高さや色彩などの形態意匠について、景観地区などの都市計画手法や景観法に基づく各種手法の活用も検討していくことを追記・修正しております。

また、堺環濠都市地域については、中世に国際貿易都市として、巨大な財力と高い市民文化のもとで、「自由・自治都市」として栄え、数百年以上の時を経てもなお、環濠都市の面影を残している貴重な地域であるとの重みづけを行うとともに、今後の取り組みとして、歴史文化資源や歴史的まちなみと調和したにぎわいの創出による魅力と活力ある景観形成を進めるため、阪堺線の活性化や文化・観光振興、業務系施設の誘導などの取り組みと連携しながら、町家やまちなみ保全に向けた施策の構築、地域や地区に応じた都市計画手法、景観協定などの景観法に基づく各種手法の活用などに、市民・事業者と行政の協働のもと取り組んでいくことを追記・修正しております。

最後に、住民主体の景観まちづくりについては11ページのように、本文と整合するよう、「活動に対する支援」と「担い手の育成」とに仕分け直した図に修正しております。

その他、以上の修正に加えまして、他の計画との整合を図るなどの修正を行っております。続きまして、パブリックコメントの意見要旨とそれに対する本市の考え方についてご説明いたします。

資料3及びスクリーンをご参照ください。

パブリックコメントでは、3名の方から計6件のご意見をいただきました。内訳は景観計画に関するものが4件、景観条例に関するものが1件、その他が1件となっております。

景観計画に関するものとしては、まず、「街道の景観を生かし、電線、電柱の地中化、広告物の規制、路面のカラー舗装といった景観施策はとれないか、旧伊勢道や馬の瀬街道など、五街道以外の旧街道についても、街道の景観として取り上げるべきではないか。」という意見がございました。

これに対する本市の考え方は、「本市には、古代から現代に至るまで、重層性ある多彩な景観が数多くあります。旧街道もその一つであり、これまで地域の特性を踏まえながら歴史的環境にみあった路面整備や電柱の美装化などを進めてまいりました。景観計画では、このような旧街道沿いの歴史的なまちなみ景観について、堺を特徴づける『活かしたい堺の景観』として位置づけ、良好な景観形成を進めることとしています。良好な景観形成にあたっては、市民、事業者、行政のそれぞれが景観形成の担い手として、良好な景観を守り、育み、創出していくことが大切であり、今後とも、これらの景観資源を有効に生かしながら、地域に応じた景観形成を進めていきたいと考えております。」でございます。

次に、「交通乗用具から見た景観も検討の対象とすべきではないか。立体化した高架道路や高架鉄軌道の側面を、環境維持のために防音壁で囲み、交通乗用具からの景観を奪ってい

る。主要道路や鉄軌道からの景観対策として、防音壁の透明化や鉄軌道車両の走行音発散防止などについても検討に加えてほしい。」という意見がございました。

これに対する本市の考え方は、「公共空間には良好な景観を先導する役割が求められており、景観計画では、公共事業において先導的な景観形成を進めていくこととしています。景観は、まちづくりの積み重ねにより形成されるものであり、景観計画の実施にあたっては、近隣住民へのプライバシーに配慮するなど地域との調和を図りつつ、他の施策との連携も考慮しながら、良好な景観形成に向け取り組んでいきたいと考えています。」でございます。

次に、「海中、水中の景観にも考慮してほしい。旧堺灯台の基礎などは海中景観の1つの候補ではないか。」という意見がございました。

これに対する本市の考え方は、「景観は、人が容易に目にし、感じるなどができるものと考えています。今後とも、文化・観光振興の取り組みなど他の施策との連携を図りながら、これら資源を生かした良好な景観形成を進めていきたいと考えています。」でございます。

次に、「百舌鳥古墳群を俯瞰できる場所がない。気球やヘリコプターなどで、空中からの景観として検討する価値があるのではないか。」という意見がございました。

これに対する本市の考え方は、「百舌鳥古墳群、特に仁徳天皇陵古墳を俯瞰したいという声が多いことは承知しており、百舌鳥古墳群を望見し、感じるなどできる視点場の形成も含め、本市としての課題であると認識しております。ご提案については、今後、古墳群の周辺整備における検討材料とさせていただきます。」でございます。

続いて、景観条例に関するものとしては、「百舌鳥古墳群・古市古墳群が世界遺産登録の国内暫定リストに入ったので、この機会を逃さずに今回の景観条例の改正の中に、具体的なバッファゾーンの範囲とその地域内での高さ制限や色彩・形態などを規制する条例要項を制定すべき。」という意見がございました。

これに対する本市の考え方は、「景観計画は、堺固有の景観資源を生かした景観形成による堺らしいまちの魅力の創出に向け、良好な景観形成の方針やその実現に向けた公民協働による取り組みの考え方を示すものです。その中で、百舌鳥古墳群周辺地域については『重点的に景観形成を図る地域』として位置づけ、大仙公園の整備や濠の水質保全、視点場の形成などの環境整備とあわせ、景観地区などの都市計画手法や景観法に基づく各種手法などを活用し、建築物の高さや色彩などの形態意匠の景観誘導により、古墳と一体をなす歴史・文化環境にふさわしい景観の誘導を図っていくものとしています。世界文化遺産登録に向けては、周辺地域の環境整備や景観形成などの取り組みを総合的に進める必要があります。また地域の皆さんの合意形成が必要です。現在、バッファゾーンの設定や制限内容などについては、世界文化遺産登録有識者会議や世界文化遺産登録推進本部会議において、検討しているところであります。今後、百舌鳥古墳群周辺地域の景観形成にあたっては、バッファゾーンの設定等を踏ま

え、まちづくりの機運を高めながら、景観計画の実現に向け取り組んでまいりたいと考えております。」でございます。

最後に、その他のものとしては、「堺市景観計画と景観条例改正に当たり、各区で説明会を開いてほしい。その際には、市として、どのような都市景観をイメージしているのか、その熱意や考えを聞きたい。行政の顔が見えるようにしてほしい。また景観計画と景観条例改正は、堺市全体にかかわり、市民や業者にも負担がかかると予想される。時として重い決断も必要となる。賛成、反対もあると思うが、行政として、これは堺市の発展に必要なだという信念と決意を、説明会等で示してほしい。」という意見がございました。

これに対する本市の考え方は、「豊かな歴史・文化をもつ本市において、景観形成にあたっては、これら堺固有の資源を生かし、快適で潤いある生活環境の実現や、住みたい、訪れたいと感じるまちづくりを進めていくことが重要です。景観は、日々の暮らしや都市の営みなどの都市活動の積み重ねによってつくり上げられるものです。良好な景観形成を図る上では、市民、事業者、行政のそれぞれが景観形成の担い手として、暮らし、地域、さらには都市の魅力を高め、愛着と誇りを持てるまちづくりの実現につなげていくことが大切であると考えています。景観計画では、このような本市の景観形成の意義や良好な景観形成に向けた方針とともに、『全市における景観形成』、都市づくりと連動した『重点景観形成地域』の景観形成、『住民主体の景観まちづくり』の3つのレベルに応じた推進方策を示しています。特に、全市における景観形成にあたっては大規模建築物等の届出制度に変更があることから、景観計画及び景観条例の施行に当たり、約半年の周知期間を設け、関係団体等への制度の周知を行う予定です。また、現在、景観に関する取り組みや活動を行っている地域もあり、地域住民等ある程度の人数が集まって、説明会のご要望がございましたら説明に伺いたいと考えております。」でございます。

続きまして、これまでの本審議会でさまざまなご議論をいただき、形づくってまいりました景観計画案について、改めてその概要をご説明させていただきます。

議案書、資料4及びスクリーンをご参照ください。

はじめに、「第1章 はじめに」のうち、景観形成の意義でございますが、議案書の1-3ページ及びスクリーンをご参照ください。

良好な景観形成に関する取り組みを継続することが、快適で、潤いある生活環境の実現や、国際的な歴史文化都市としての都市イメージの構築につながり、また、まちの活力を創出し、住みたい、訪れたいまちづくりの実現につながるものと考えております。また、よりよい景観形成は、快適で住みよい、潤いある豊かな生活環境を実現し、文化、伝統や固有の地域資源をまちづくりの源泉とした景観形成は、堺の豊かな歴史文化を生かした都市イメージの構築につながるものと考えております。また、都市の魅力を高めることで人々の交流を活性化し、まちの活力の創出につながるものと考えております。



次に、景観計画の区域でございますが、議案書の1－6ページ及びスクリーンをご参照ください。

本市では、地形や歴史、文化、都市化の過程から全市域にわたって自然、歴史文化、市街地景観が点在するという景観特性を有していること、また、これまでの景観施策の展開を踏まえ、市域全域を景観計画区域とし、全市的に良好な景観形成に向けた取り組みを進めてまいりたいと考えております。

次に、「第2章 活かしたい堺の景観と景観形成の理念・基本方針」のうち、活かしたい堺の景観でございますが、議案書の2－4ページ及びスクリーンをご参照ください。

本市は、古代から現代へ各時代時代に輝いてきた景観資源を有するまちでございます。景観計画では、これらの景観資源を市民一人一人が共通の認識とし、ともに守り、育み、またこれと調和した新たな景観をつくっていくために、堺を特徴づける重層性ある景観を「活かしたい堺の景観」として示しております。活かしたい堺の景観に位置づけておりますものは、百舌鳥古墳群とその周辺、旧街道沿いの歴史的なまちなみ、堺環濠都市の歴史的なまちなみ、堺旧港、黒山の農村集落、阪堺線とその沿線、浜寺の住宅地、大美野の住宅地、都心の市街地、臨海部、泉北ニュータウン、田園、南部丘陵の自然の以上13の景観でございます。

次に、景観形成の理念、基本方針でございますが、議案書の2－5ページ、6ページ及びスクリーンをご参照ください。

景観形成の理念は、「一共に守り、育み、創造する景観文化ー古代から未来へ 輝くまち・堺」としております。また、この理念に基づく景観形成の基本方針は、「1 “堺で暮らす” 魅力を高める」として、市民が愛着を持てるような、落ちつきある調和の取れた景観形成と、それに伴う暮らしの質の向上、「2 “堺文化” の個性を守り育む」として、堺独自の歴史・文化資源を市民の共有財産として再認識し、堺市及び地域のブランド、文化的シンボルとして保全・継承する。「3 活力ある“まちの顔”をつくる」として、固有の資源を生かし、調和した魅力ある景観形成により、創造性あるまちの顔づくりをめざす、の以上3点を掲げております。

次に、「第3章 地域別景観形成方針」でございますが、議案書の3－1ページから55ページ及びスクリーンをご参照ください。

景観計画（案）では、市域全域を景観上特徴ある7つの地域に区分し、地域ごとに景観形成の方針を定めております。

具体的には、「都心・周辺市街地景観」は、古代から未来へ風格とにぎわいある堺を代表する景観の継承と創造、「近都市街地景観」は、暮らしの中で歴史、文化、自然が織りなす多彩な景観の保全と創造、「郊外市街地景観」は、緑豊かな郊外住宅地景観及び田園と調和した集落地景観の保全、「田園景観」は、丘陵地に沿って、なだらかに広がる田園景観の保全、「丘陵市街地景観」は、活力を感じる景観形成と緑豊かな郊外住宅地景観及び周辺の自

然、田園景観の保全、「丘陵地景観」は、多様な自然と人の営みが一体となった丘陵地景観の保全、「臨海市街地景観」は、産業と環境が共生する躍動感ある臨海部の景観形成としております。

次に、「第4章 景観形成の推進方策」のうち、推進方策の基本的考え方でございますが、議案書の4-1ページから3ページ及びスクリーンをご参照ください。

景観は都市活動の積み重ねにより形成されていくものであることから、総合的な景観施策の展開による魅力ある景観の形成に向け、市民・事業者・行政が共通の認識と協働による取り組みのもと、全市レベルでは全市における景観形成による市の景観の底上げ、地域・地区レベルでは、都市づくりと連動した重点的に景観形成を図る地域における先導的な景観形成・景観誘導、コミュニティレベルでは、住民主体の景観まちづくりの促進をそれぞれ推進するなど、3つのレベルに応じた景観形成を推進するとしております。それぞれの具体的な取り組み内容についてご説明いたします。

はじめに、全市レベルでの全市における景観形成による市の景観の底上げでございますが、議案書の4-4ページから11ページ及びスクリーンをご参照ください。

全市における景観形成の方策としては、「1、大規模建築物等の景観誘導」「2、景観法による景観重要建造物や景観重要樹木の制度を活用した景観資源の保全・活用」「3、公共事業による積極的な景観への配慮や、公共施設デザインマニュアルの改訂」「4、美しいまちなみの形成と安全に配慮した屋外広告物の掲出に向けた取り組み」の、以上4点を掲げております。

このうち、大規模建築物等の景観誘導については、これまでの大規模建築物等の届出制度を法に基づく届出制度へと移行いたします。届出対象となるものは、現行制度と同様、建築物では高さが15メートルを超えるものなど、工作物では地上からの高さが5メートルを超える高架道路などとしております。また、景観形成基準の充実・強化策として、一つは、新たに定量的な色彩基準を導入し、建築物の外壁のベースカラーとして使用できる色彩の範囲について、マンセル値を用いた数値基準を設定し、より実行性ある景観誘導を進めてまいります。

もう一つは、先ほどご説明いたしました、7つの地域別の景観形成方針を周辺のすぐれた景観資源との関係性に配慮する地域の特性を生かした景観形成に向けて、地域別方針に即した景観形成を図るなど、景観形成基準に反映させるとともに、これまでの運用を踏まえ、よりわかりやすい基準へと充実を図り、地域特性に応じた景観形成を進めてまいります。

次に、地域地区レベルでの重点的に景観形成を図る地域における先導的な景観形成、景観誘導でございますが、議案書の4-12ページから14ページ及びスクリーンをご参照ください。

市域のうち景観上、①堺文化を特徴づけるすぐれた景観を有する地域、②堺の顔となる場

所、多くの人の目に触れる場所で、施策上の効果が高い地域、③まちづくりの進展などにより今後景観形成を進める必要がある地域、④その他、良好な景観を形成する上で特に重点的に景観形成を図る必要があると認められる地域を重点的に景観形成を図る地域に位置づけ、建築物等の規制誘導により地域の特性に応じ、重点的に施策の推進を図っていくものでございます。これら①から④に該当する地域においては、まず、景観に関する市民・事業者の意識啓発などを行うことにより、良好な景観形成に向けたまちづくりの機運醸成を図り、機運が高まった地域については、景観形成に向けた具体的方策などを検討いたします。

さらに、良好な景観形成に向けた取り組みの熟度が高まった地域については、重点的に景観形成を図る地域に位置づけ、都市計画法や景観法に基づく手法など良好な景観形成に向けた適切な手法を選択し、活用してまいります。

当初、重点的に景観形成を図る地域としては、百舌鳥古墳群周辺地域と堺環濠都市地域の2地域を指定することとしております。これら2地域以外の地域につきましても、「活かしたい堺の景観」に位置づける堺を特徴づける重層性ある景観を有する地域や、既に建築協定等によるまちづくりの取り組みが行われている地域のうち、景観形成の方向性が具体化した地域などを順次、重点的に景観形成を図る地域に指定していくこととしております。

次に、コミュニティレベルでの住民主体の景観まちづくりの促進でございますが、議案書の4-15ページ、16ページ及びスクリーンをご参照ください。

良好な景観を形成するためには、市民や事業者が日々の暮らしや活動を通じて、まちの景観が作り出されていることを理解し、みずからが担い手となる意識を持って景観まちづくりに取り組んでいくことが大切でございます。そうしたことから、全市レベルの取り組みである市民、事業者への意識啓発と合わせてコミュニティレベルでのまちづくり活動の支援やまちづくりへのルール化支援など、自主的なまちづくり活動の促進とともに、景観形成を先導する担い手づくりに取り組むことにより、住民主体のまちづくり活動と連携した住民主体の景観まちづくりを促進してまいります。

以上が、景観計画（案）の概要でございます。

続きまして、景観条例改正（案）について、改めてその概要をご説明させていただきます。資料5、資料6及びスクリーンをご参照ください。

本市では現在、法に基づかない自主条例として景観条例を制定しておりますが、より実行性を持ったものとなるよう景観法に基づく条例へと移行し、市の景観施策に取り組む基本的姿勢を明示する、市独自の景観施策を規定する、景観計画など景観法の施策の運用に関して必要な事項を規定する等の改正を行い、重点的に景観形成を図る地域といった市独自の景観施策と景観計画の策定などの景観法に基づく施策との組み合わせにより、総合的な景観施策を展開してまいりたいと考えております。

景観条例改正（案）の構成でございますが、「第1章 総則」において、条例の趣旨と各

主体の責務、「第2章 景観の形成」において、景観形成に関する施策の枠組み、「第3章 行為の届出等」において、届出対象行為や届出手続など、「第4章 景観重要建造物、景観重要樹木」において、景観重要建造物及び景観重要樹木の指定による景観資源の保全、「第5章 景観地区」において、景観地区に関する事項。「第6章 景観形成推進団体」において、良好な景観形成を推進する組織の認定、「第7章 表彰及び支援」において、良好な景観形成の取り組みの啓発・支援、「第8章 景観審議会、景観審査委員会」において、景観形成に関する重要事項の調査審議と勧告・変更命令等の処分の適否の審査をそれぞれ規定しております。

以上が、景観条例改正（案）の概要でございます。

最後に、今後の予定についてご説明させていただきます。

本審議会で景観計画（案）についてご承認いただきました後は、同案を都市計画審議会に諮問いたしたいと考えております。その後、平成23年6月議会に景観計画を報告、景観条例改正（案）を上程し、約半年間の周知期間を設け、平成23年12月1日付で景観計画、景観条例の施行を行う予定でございます。

説明は、以上でございます。

○鳴海会長        どうもありがとうございました。

今、景観計画と条例の一括説明がございました。何か、ご質問・ご意見がありましたら、いかがでしょうか。

○柳川委員        意見いいですか。

○鳴海会長        はい、どうぞ。

○柳川委員        柳川です。

堺市景観計画（案）について、ちょっとささいなことなんですけども、この2-4の絵のところ、2番目の堺旧港の景観というところで歴史と自然のある解放的な水辺環境とあるんですけども、この解放的という言葉がこの文字を用いなくてはならないんですか。

○宮尾都市政策課長        委員のご指摘でございますが、2-4ページの活かしたい堺の景観の中で、堺旧港の景観、左側の上から2番目でございますが、その歴史と自然のある解放的な水辺景観の、解放的などという、字句が誤っているのではないかというご指摘で、ご指摘のとおりでございますので、至急、修正のほうさせていただきます。申しわけございません。

○柳川委員        あとそれと、これはデザインの話なんですけども、カラーでやったり、強調したりしてるんですけど、もう少しちょっと整理をお願いしたいと思います。その中で、例えば、2-5のところのいろいろゴシック体とか、明朝体とかを対応してインパクトのあるところとないところと整理しているんですけども、一番、マスキングした中の大事な言葉のところですね、太字にしたほうが迫力あるんちゃうか、ほかのことも言えるんですけども、内容がよくできてるだけにもうちょっとやってもらったらよくなるのかな、そういうこ

との気がします。とりあえず。

○鳴海会長       はい、どうぞ。

○岡委員       条例の改正（案）についてもお伺いしてもよろしいでしょうか。一つ、重点的に景観形成を図る地域では、何が行われるんですか。実際、建物を建てる時に、これまでと変わっていることは届出をするんですか。ちょっとその辺、重点的に景観形成を図る地域というものは、今回できてそこで何が行われるのかということと。それから、行為の届出がされて第3章のところで、それは今までとどういふふうになるのかというところを少し教えていただけますか、すみません。重点的に景観形成を図る地域っていうのは、今回新たに指定したわけですね。そこで何かを建てようとしたときには、何がどういふふうになったのかということを知りたい。

○宮尾都市政策課長       条例の上で、ご説明をさせていただきますと、まず、前段のご質問でございます。第11条のほうに重点的に景観形成を図る地域という規定をおいておまして、その3項でございますが、重点的に景観形成を図る地域については、都市計画法に、景観地区または地区計画を定める等、必要な施策を実施するというふうな形で規定をいたしております。詳細のほうは、景観計画のほうがわかりやすく記述をしておりますが、景観計画のほうで申し上げますと、4-12ページをごらんいただいてよろしいでしょうか。

先にご説明をいたしました、全市レベルでの大規模建築物等の景観誘導につきましては、これは当然、市域、全域を対象とするものでございますので、重点的に景観形成を図る地域に建てられている大規模建築物等についても適用されるものでございますが、重点的に景観形成を図る地域につきましては、それに加えまして、4-12ページでいいますと、矢印で四角括弧3つ囲っております。一番下の部分でございますが、景観形成に向けた適切な手法の選択・活用ということで、地域の合意形成や景観形成の方向を踏まえまして、計画区域内における届出勧告制度や、景観地区をはじめとする都市計画手法、その他、景観協定をはじめ、景観法や景観条例に定める諸制度から適切な手法を選択し、活用していくと。こういったことを通じまして、特に重点的に景観誘導を、景観形成を図っていきたいというふうに考えております。

○岡委員       ということは、今すぐ何かが始まるわけではないということですか。

○宮尾都市政策課長       景観計画策定いたしまして、今後、どういった手法のほうを選択・活用していくかといったところを次の段階で検討してまいりたいと考えております。

○岡委員       これから二つの地区については、どういふふうやっていくかを今後、決めるというふうに考えていいわけ。

○宮尾都市政策課長       方向性につきましては、それぞれの地域ごとに4-13ページ、14ページ。

○岡委員       方向性はわかる。それは指導の方向性なんですけど、何を対象に、どういふ届出

をしてもらって、だれがどのようにそれに勧告をするかとか、そういうことについてはこれからということですか。

○宮尾都市政策課長　　そういった分につきましては、景観計画策定の後、次の段階で検討してまいりたいと考えております。

○岡委員　　ということは、16条のあと、第3章の行為の届出のところも同じように届けはこうしなさいって書いてあるんですけども、市長が勧告をしようといったときに、勧告するかどうかは市長が決めるんですが、その手続っていうのは、まさか市長が自分の目で見て、これはあかんといわれるとは思えないので、どういう手続を踏むかということについては、何か決まっている部分はあるんですか。

○宮尾都市政策課長　　勧告の手続につきましては、条例で申し上げますと、第18条ちょっとごらんいただいてよろしいでしょうか。

第18条が、勧告の手続及び公表を規定しておりまして、勧告を行う場合にはあらかじめ堺市景観審査委員会の意見を聞かなければならないという規定をおいておりまして、今回の、この委員会につきましては、景観条例の改正により、新たに設置する機関でございますが、勧告でありますとか、変更命令等の処分に際し、その適否を判断していただくということで、具体的なメンバー等につきましては、今後、検討としておりますが、こういった第三者機関を設けて勧告を行ってまいりたいと考えております。

○岡委員　　それをまないたの上に乗ってくるものはどうやって決めるんですか。勧告をするかどうかという。どうも、届出はすると書いてあって、届出はするんですが、その中からこれはいいのか悪いのかという判断をするところが、ほとんど、こういう計画に沿ってやりますとは書いてあるんですけども、実際、どうするのと、その机上に上がるまでのところの話が、景観アドバイザーがそこで勧告をするとかいう話をする、そこまでの権限があるんですか。

○宮尾都市政策課長　　ちょっと今、フローのほうを正面のスクリーンのほうに出ささせていただいたんですが、まず、大規模建築物等に際して、届出が必要な行為があった場合、市としてはまず、事前の協議のほうを行ってまいります。そのうち、行為の届出がなされまして、市が定めます基準に適合しない場合、そうした場合に当然、勧告等に至るまでに市として助言、指導を行ってまいりますので、その段階では景観アドバイザーの方のご助言ですとか、ご指導もいただきながら行為者に対して、助言、指導を行ってまいります。

さらにその上で、基準に適合しない場合につきましては、フローで言いますと、右下のほうになりますが、勧告、さらに従わない場合、氏名等の公表、また、形態意匠につきましては変更命令等といったところまで進んでまいりますので、その際には、景観アドバイザーに加えまして、客観的な第三者機関ということで、景観審査委員会を設けまして、そちらの意見を聞きながら行っていくと、そういうふうな手続となっております。

○岡委員 重点的なところはこれから、重点的に景観形成を図る地域については、まだ先のことでわからないとはいうものの、これとよく似たようなことが行われる可能性が高いということですね。

○宮尾都市政策課長 はい、おっしゃるとおりでございます。

○岡委員 わかりました。ありがとうございます。

○鳴海会長 はい、どうぞ。

○岩井委員 パブリックコメントのことについて、ちょっと伺いたいんですけども、市民のご意見に対して、市の考え方を今日、ご説明いただいたんですけど、聞いてて何となく市民意見のほう、用紙にまとめてあるので少し、市の考え方の何か、真正面から答えてるのではなくて、少し角度がついてるといふか、これは出された、これはどういうふうにお答えになって、意見を出された市民の方は、この市のお答えでよくわかって納得されたのかということの確認をどうしてとるのかということ、ちょっとご説明いただきたい。私だったら、ちょっと納得ができないといふか、ややご意見と市の答えが見てる方向が違うような気がするんですけど、ちょっとどういうふうにお答え、例えば、インターネット上だけなのか、それともちゃんとご本人納得したと言わはるのか、その辺ちょっと教えていただきたいんですけども。

○宮尾都市政策課長 堺市のほうの一般的なパブリックコメントの手続といたしましては、市のホームページ等でご意見のほうをいただいて、それに対する市の考え方を取りまとめまして、市のホームページを通じて、こういう意見に対する市の考え方はこうなっておりますと、そういう回答を返すような形となっております。

○岩井委員 多分ね、全体的な景観形成していく流れからすると、例えば、1番目の意見での路面のカラー舗装のカラーブロックとか、そういう話というのは大分先の段階で、こうなっていくんだというのがわかりますけれども、このご質問された方は多分、例えば、市の考え方にそういう一つ一つのディテールに関しては、少し先の段階で考えていきますと書いてあれば納得するけど、何にもこのこと取り上げてないし、次のも、連続景観に対してとか、鉄軌道からの話とか、こう、そういうことを書いてらっしゃる。それに対しては、直接答えずに、全部かわしてるというような答えになってるから、まず、これに関しては、少し、もう少し次のステップなんですというようなことを言うてからのほうが、相手の方はよくわかる。私の聞いたこと何にも答えてくれてないと思われると思うんです。1番も、2番も、3番も、そのことに対して1番おっしゃっていることに対して、何にも言っていないから、そういうのは順番の段階なんだっていうのを、話しないと答えてくれなかったというふうに思われるんじゃないかと私、思うんですけど。ちょっとそこが気になるんですけど、どうでしょうね。

○鳴海会長 直接、景観計画に関係はしていないんですけど、市の回答が肩透かしみた

いやね、何か。

○岩井委員 肩透かしね。

○鳴海会長 相手が、何、どういう問題意識で質問し、意見を言ってるかというのに、やっぱり読んだら納得するようにやっぱり書くべきではないかなって思うんですけど、何か本筋論を繰り返して、具体性がないですよ、答えに。

○宮尾都市政策課長 ご指摘をいただいたところでございます。パブリックコメントの、今段階といたしましては、今後、市としての考え方を示しをするという段階で、今日ご報告をさせていただいておりますので、今後は、関係部局のほうともちょっと調整しまして、今日いただきましたご意見をもとに、回答につきましてはちょっと再考させていただきたいというふうに思います。よろしくお願いいたします。

○鳴海会長 はい、どうぞ。

○島委員 1つは、この景観審議会が先ほどご案内ございましたように、5回、5月、6月、8月、11月と実施されて、きょうは5回目ということで、その中で、私たちに11月に堺市マスタープランの計画（案）が示されました。まちづくりの基本ですね。それとの整合性もちろん大丈夫だと思うんですけど、今まで5月から審議してきました、それが今、（案）がつくられておったと、後に堺市の基本になりますこのマスタープラン計画（案）が出てきたと、それとの関連で我々の審議してきたことが、それを推し進めていくものなのか、ちょっと修正とまでいきませんが、そういうこの方向性としては、全く同じ方向なのかどうかということ1点と。

それから、景観条例改正（案）が出ておるわけですが、景観計画の最後のほうで、4-15のところ、住民主体の景観まちづくりと、まちで大事なことだと思うんですけども、こういう項が起こされておりますが、この堺市の景観条例改正（案）を見ましたら、ぱっと見て何か難しいこと書いてあるなど、一般市民がなかなか取っつきにくいんですが、これは、例えば、小樽の景観条例、景観条例のこの目次というのは、もう大概これ決まってるんで、どの市も総則であってみたい、最後のこの表彰とか、景観審議会のこととか、こんなのは雛型みたいな同じようなものになってるんですけども、ただ、一つはこの景観条例によくわかるような命題、題がついておると、例えば、小樽の場合は、小樽の歴史と自然を生かしたまちづくり景観条例というような形でわかりやすくなっておるし。また、この総則に入ります前に、構成はまず前文があって、そして、1章から9章までがあって、そして、この附則になっておるんです。その前文のところ非常に市民にとってはわかりやすいし、ここでいうこの景観計画の住民主体の景観まちづくりということを訴えておる。条例で訴えておるよくわかるような説明になっておると思うんです。

ちょっと読んでみますと、前文ですね、「小樽には、先人の豊かな感性とたゆみない努力によって築き上げられた独自の文化や歴史、港湾都市としての魅力ある雰囲気などの財産が



ある。これらは天与の恵まれた海・山・坂とともに、変化に富んだ四季の移り変わりの中で独自の都市景観を形成している。次代を担う子供たちが郷土を愛し、未来に夢と誇りを持つように小樽の個性と文化を育て、更に、好ましい都市景観を後世に残し、潤いと活力のあるまちづくりを進めることが、今、私たちに求められている。都市景観は、市民一人一人の生活意識や価値観が背景となって形成され、それは市民文化を反映した総合的な都市としての印象であり、姿である。都市景観の形成の主役は、私たち市民である」と。例えば、ちょっと10行ほどなんですけども、こういうこの私たち市民が都市景観の形成の主役やということを強調して、そして、第1章に入っておるんですけど、そういうような言葉があるかいらんかは私は、こういうことをここだけ読んでも、あとの1章からつながる章、中身がなるほどということ、ちょっと身近なもんだということ、いいんじゃないかなというのも思いまして、その短いもんでもいいから、そういうような景観計画で特に市民に訴えたいようなことの短い言葉を、ちょっとわかるような形、取っつきやすいような形で入れてもどうかと、前文を入れたらどうかというふうに思うんですが、いかがでしょうか。

○宮尾都市政策課長　意見のほういただきまして、まず、前段のほうの市のマスタープランとの整合でございますが、こちらにつきましては、当然市のマスタープランが堺市の最上位計画としてございまして、それぞれの分野で定める計画につきましては、それを踏まえた内容とすることが、これは当然でございますので、こちらの景観計画の策定に当たりまして、関係の庁内の会議を設けまして、そちらのほうに今、市のマスタープランのほうを所管しております企画部のほうに入ってください、あるいは、意見照会の中で企画部門のほうに意見照会をすると、そういった取り組みを通じまして景観計画、景観条例につきましても市のマスタープランと整合を図りながら、それをつくっておるところでございます。

それから、二つ目のコミュニティーでの取り組みをどういうふうに支援していくかというところで、こちらについては、景観計画のほうに具体的な取り組み内容を定めておりますが、あと条例におきましても、条文で申し上げますと、第32条の部分に景観形成推進団体ということで、そういった景観形成に取り組まれてるような団体を景観形成推進団体として認定をすると、そういった制度でありますとか、あるいは第34条表彰ということで、良好な景観の形成に寄与をしていると認められる建築物あるいは、良好な景観の形成に貢献をした個人であるとか、団体であるとか、そういったものを表彰することができると、条例上もこういったところの取り組みを規定しておるところでございます。

最後のご意見の景観条例の、いわゆる前文の、思いといたしましては、今回、堺市の場合、景観条例の改正と景観計画の策定、こちらをセットで今回取り組んでおりますので、景観計画の中で、今もおっしゃられました私どもが景観形成に当たっての思いといった部分を景観形成の意義でありますとか、理念、基本方針の中で、そういったものをお示しをしていると、考え方としては、そういうふうなことで進めさせていただけたらというふうに思っております。

す。ただ、景観計画の策定、あるいは、景観条例の改正にいたしましても、今後、策定、改正の後には当然、その内容を市民の方に周知していく取り組みが必要となりますので、そういった周知の取り組みの中でも、委員のほうのご指摘のありました。市の考え方の部分については、きちんとご説明をしてご理解を得ていきたいというふうに考えておりますので、よろしくお願いいたします。

○柳川委員　　今、島委員のご指摘の条例の前文というんですか。これ、条例の前文にあたるかどうかからなんですけど、やっぱり今、とんでもない大事なことを我々しようとしているわけです。その中で、やはりだれがどのように書くのかはちょっとまた市によるんですが、やっぱり市長さんの決意みたいなものが、今小樽市にあったようなことがやっぱり私の意見としてはいるんじゃないかと思えますね。そういう決意の文章があれば、これは適用されて50年後ぐらいに、50年前にはこういう決意を持ってまちづくりをスタートしたというふうな記念碑に残るようなすばらしい文章を頭につけてほしいと、私の意見として思います。

○鳴海会長　　はい、どうぞ。

○増田副会長　　ちょっと今の論点からちょっとずれるかもしれませんが、一つ、今ちょうど堺がマスタープランを改訂されていく中で、整合性を図っているという非常にネガティブな発言だけではなくて、やはり堺のマスタープランを達成していく中で、やはりこれから堺の、要するに都市をより魅力あるものにしていこうと思うと、景観施策みたいなことが重要やというふうなことがダイレクトには書かれてないでしょうけど、ある一定、重点施策の中で、そういう位置づけがマスタープランの中になされていると思うんですよね。その辺のあたりを少しご説明いただいたほうが、ただ単に、ネガティブチェックをして、整合が図られてますよじゃ話ではなくて、少しマスタープランの中で、やはり観光戦略やとか、要するに、三つの重点施策の中でそういう景観形成みたいなところは重要やというようなあたりが位置づいてるんだろうと思うんですけどね。

それが一点と、もう一点は、先ほどからやっぱり市民の方々に、これせっかく景観計画（案）ができて、今まで条例からやっとなら法へ移行したというのをどうやって知ってもらおうかという話に関して、ちょっとこれ、質問なんですけど、概要版とか、リーフレットみたいなやつをつくる予定はあるんでしょうかね。先ほども少しパブリックコメントのときに出て、各区回って説明されたほうがいいんじゃないですか、みたいなことがありましたけど、何らかの意味で、せっかくこそそと何となく法へ移行したのではなくて、きっちりとやはりこういう今まで独自条例であった部分が、やはり法へ移行して、これからいざやっていくんですよというような、やはり打ち出しみたいなやつが重要なんではないかなと。これは質問もかねてなんですけど、概要版つくられる可能性、あるいはリーフレットをつくられるようなことが計画があるのかどうかなんですけどね。

○宮尾都市政策課長           ご指摘のとおりですね。

○増田副会長           もう一点、もう一点だけ言わせてください。もう一点、この景観計画をまとめていくときに先ほど柳川委員からもあったんですけども、これ最終稿ではなくて、例えば、これを印刷にしていくときには少し、もう少しメリハリつけられるんでしょうかね。デザインは少し検討されるんでしょうね。多分、そうでないと入ってる写真なんかを見ると全部同じ大きさに貼ってあるだけで、やはりもう少しせっかくやっぱりデザインやとか、少しそういうことをやっているわけですから、そういうことがちゃんとわかるようなところへ、最終の印刷物のときにはバージョンアップしていただきたいなというのが、最後は要望でございます。

○宮尾都市政策課長           ご指摘のとおりですね。景観計画のほうも相当のボリュームがございまして、また、景観条例につきましても、やはりちょっと市民の方に日ごろなじみのない例規というふうな形態をとっておりますので、それぞれ概要版ですとか、説明用のリーフレットのほうをつくりまして、特に、そのエッセンスの部分について市民の皆様にご理解をいただいて訴えられるような内容の概要版ですとか、リーフレットのほうは作成のほうを予定しております。また、委員のほうからご指摘ありました、いわゆる表現の部分、フォントですとか、写真のサイズといったところも含めてメリハリをつけて、なるべく手にとって読んでみたい、読んでわかりやすいというふうな内容にしていきたいというふうに考えております。

あと、すみません。ちょっとご指摘のありました、市のマスタープランとの整合でございしますが、先ほどはちょっと整合の部分を中心にご説明をさせていただいたんですが、堺市マスタープランのほうで申し上げますと、まず、将来像に向けた三つの都市経営戦略ということで、今回、市のマスタープランの中に都市魅力、堺へのあこがれの創造、これが一つ入っております。内容のほうを読み上げさせていただきますと、「世界文化遺産登録を目指す百舌鳥古墳群をはじめとする豊かな歴史文化を生かした魅力発信、国際的な人材教育、産業の交流促進等により、人をひきつけるための都市魅力、憧れを創造する」というふうになっております。

それから、堺3つの挑戦ということで、3つのプロジェクトを上げておりますが、そのうちの一点に、「歴史・文化のまち堺、魅力創造への挑戦」ということで、ちょっと簡単に具体的内容をご説明をさせていただきますと、市民が誇りを感じ、全国、世界の人々があこがれを抱くまち堺というのを、まちの理想像といたしまして、その中で、歴史・文化を、具体的にちょっと読み上げますと、「プロジェクトを推進するための先導的な取り組みとして、世界文化遺産登録を目指す百舌鳥古墳群をはじめとする豊かな歴史・文化資源を生かし、良好な都市景観の創出や文化観光の振興を図ることにより、都市の魅力を向上させるとともに、積極的な内外への情報発信や、来訪者を迎え入れるおもてなしの環境づくりを進める」と、

そういったところも市のマスタープランのほうに位置づけられているところでございます。

○島田都市計画部長　　すみません。都市計画部長の島田です。

先ほど島委員さんが、条例の前文とか、柳川委員さんのほうからのこういう大きな計画を今後進めていく上で、市の思いをという部分につきましては、特に、市長のほうもこの景観については思い持っておりますので、特に、景観計画の前文、一番最初の市長の思いの文章の中では、かなりそういう思いを書かせていただきたいと思いますので、その辺はよろしくお願ひしたいと思ひます。

○鳴海会長　　はい、どうぞ。

○岡村委員　　皆さんからいろいろなご意見をいただいたんですが、島委員さんから小樽のお話をお伺ひしまして、この議案書なり、計画は行政がつくりはったとしてはなかなかよくできてまして、細かいところまで非常に配慮されてるなと思ひますが、やっぱり6月までに、広報なり、PRなりして、これでわかったというところまでいかないかんわけでしょう。そうしましたら、やっぱり広報とか、PRをするという立場から言ひますと、僕はデザイン業界から来てますから、言葉であるとか、絵であるとかというものを見るほうの立場に立って、これでわかるのかという質問をちょっと投げかけたいかな。一番よくわかるような言葉と絵をどんなふうに掲載したら、早くよく伝わるのかということをやっぱり非常に真剣に検討せんと、それが何かというたら、今、島委員さんがおっしゃった短くてわかりやすい言葉、絵でいうたら一見したらすぐわかるような絵を持っていくというような、この辺でいうたら、高島屋のチラシですな。これをつくるときは、どんなふうに、どんな言葉を書いて、どんな写真を載せたら6月までにそのことが伝わるかということを一生涯懸命考えないかんと思ひますよ。僕から申し上げたいのはそれだけです。

○鳴海会長　　はい、ありがとうございます。

○柳川委員　　先ほど、今、岡村委員からも指摘ありましたが、大きなスケジュールがありまして、12月ですかね、ことしの12月に、一番最後のところに、住民主体の景観まちづくりということがありまして、これに向けていろんなPRもあるんでしょけども、現実的に今まで頑張ったようなグループとかも含めて、何か、これ我々がいうことじゃないかもわかりませんが、やっぱりシンポジウムとか、そういうのを開いて、本気でやってみせということが何か必要じゃないんですか。それを1回か、2回かわかりませんが、本気でやるから聞いてくれと、参加してくれと、住民をその意識にしないと進まないと思ひますので。

先ほど言葉の件で、これ、ちょっと大阪府の建築士会として参加してるんですけども、8月20日に全国大会があつて、その基調講演を安藤先生に、安藤忠雄さんにお願ひしたんですけども、その趣旨は全国から集まってくる若い建築士を勇気づけてくださいというたら、よっしゃと二つ返事でもらひまして、そのタイトルはわし決めてええんかということで、言

葉もらったんですけども、頑張れ建築士っていうことがあって、あとから考えてみたら、これほど端的で、これ以上の説明できないんだらうということで、わしは頑張れ建築士でしゃべったと、いただきましたので、ぜひそういうふうなよいアイデアをやっていただいたらと思います。

○鳴海会長        どうもありがとうございました。

ほかに、何かございますでしょうか。

○岩井委員        島委員のほうから、条例のほうに前文をというお話があったんですけど、それでないと何を狙っているのかわかりにくいというお話やったけど、そう言われてみて、そんな前文は普通、景観計画の一番頭のところにあるのはダイジェストにしたらええん違うかと思って見たら、それがいいんですね、これにはね。今、市長のごあいさつがそれに変わるような感じだと、やっぱりこの景観計画、最初にどうしようかという話があったのかなと思うんですけど、景観計画の一番頭にやっぱり、この一冊分をまとめたような前文があるん違うかなと思うんです。ごあいさつはごあいさつ。だけど、景観計画のやっぱりこの一冊には何を書いて、どう思ってるのかということが書いた短い文章があれば、その条例のほうについて、条例って普通つけないのか、つけるんか知らないですけど、なくてもいいし、まず、ダイジェストのパンフレットをつくらうとしたときに思ったら、私はパンフレットつくるからわかるけど、前文なかったらすごく困るんですね。これずっと見てたけど、これはパンフレットにつくるのものすごい大変だと思い、やっぱりそこをつくらないかんのやろうなと思う。この何ページ分かの精神と、思いとがすべて出たというか、目指すところが書いてあるという。ちょっと策定の背景でもないし、堺らしい景観とはいうところも、もう次の景観の各論に近い話になっちゃってるので、ちょっとないかなと思いました。

○宮尾都市政策課長        そちらのほうにつきましては、先ほどもお答えさせていただきましたとおり、市長のほうの景観への熱い思いもございますので、単なるあいさつというのではなしに、この景観計画全体を見据えて、市の景観についての考え方といった部分を、はじめにの部分に取りまとめさせていただきたいと思っておりますので、よろしく願いをいたします。

○鳴海会長        はい、どうぞ。

○岡委員        私一番はじめに質問しましたことは、先ほど増田先生おっしゃったようなことで、この計画、今度、条例が変わって一体私たちは何が変わるのかというところを市民の人たちにちゃんと伝えなきゃいけないということで、この重点地区の中に住んでいて建物を持っている人は、今度からどうなるのかとか。

それから、大規模、今度からは何が変わったのかっていうところをちゃんと知らせて、そして、これが法律的にだめって言われるかもしれないよということをちゃんと知らせておかないと、何をやってるのかわからないと思うんですね。この景観計画っていうのはもちろん大事なんですけれども、景観計画を決めているのは、つくりなさいといってるのは堺市の景

観条例のほうですよ。条例の中で、景観計画でつくりましたというふうに書いてあるので、この条例とこの景観計画が整合性とれてないとだめですよ、と思って、今度、条例のほうから見ていきますと、例えば、この条例の中に出てくる景観地区というのは、私法律がよくわからないんで、その景観地区っていうのは、全域のことですか、そうではないんですか。

すみません。こんなこと今ごろ質問して申しわけない。

○池川都市計画課長　　すみません。都市計画課長の池川でございます。

景観条例、景観法に基づく景観計画の策定しておりますが、都市計画の地域地区の中に、それとは別に、景観地区というのがございまして、その中で景観地区という地域地区を打ちますと、そのやり方については、建築物の意匠でありますとか、形態について定めることができるという制度のほうがあります。それを運用する場合のことを、この条例の中で決めるということ。

○岡委員　　それとこの景観計画はどういう関係に、今なっていると理解すれば、私わからないのはすごい問題なんですけど、すみません。ちょっと教えて下さい。

○池川都市計画課長　　例えば、今、堺全域を対象とする景観計画をつくります。今、想定、もし可能性あるとすれば、例えば、先ほどから話題になっている重点地区、旧市のほうであるとか、百舌鳥のほうであるとかを、その景観地区という手法を使って意匠なり、形態なりっていうのをコントロールしていこうというやり方も一つあります。

○岡委員　　それはまだ決まってないんですか。

○池川都市計画課長　　まだ決めておりません。それとは別に、例えば、従来の都市計画の手法で、もしかしたら地区計画でありますとか、高度地区とか、恐らく今後、地元に入って、どういうまちづくりをするかって話の中で、どの手法を選択するかっていうのを決めていくことになろうかと思えます。

○岡委員　　重点的に景観形成を図る地域っていうのが、今二つ、この景観計画の中で示されていますが、それが景観地区になるのかもしれないということですか。

○池川都市計画課長　　その手法の一つとして景観地区があるよと。景観地区を使うという答えになるかもしれませんが、その地区計画でというかもしれないし、景観協定という、みずからでその協定を結んでっていうことかもしれない。

○岡委員　　それ、今決めなくていいんですか。どこでだれが決めるんですか、それは。

○池川都市計画課長　　今後、地元に入って、どういうまちづくりをするかという議論の中で決めないと、意匠とか、その形態とか、行政がこれやっていきなり申しつけるものでも。

○岡委員　　ということは、そういうことを書いたパンフレットにしないとだめですよ。

○池川都市計画課長　　そうです。それは。

○岡委員　　そういうことを言いたいです。だから、重点地区になった人たちは、これから何をせないかんのかというのがわかるパンフレットになってないといけなくて、そうい

う意味では、この条例がとても大事で、条例の前文にこういうことが決まっているから、みんな頑張ろうねという話に恐らくなるんだと思うんです。この景観計画というのは、あくまでも計画であって、こっちの条例を運営するときにこれを見るわけですよ、どういうふうにはここは、今後なっていくと決まったのかな、ということです。だから、もちろん景観計画もですが、景観条例でこういうものが決まって、皆さんこれからこういうふうを決めたんだから、やんなきゃだめですよっていうことをいうようなパンフレットがいるということです。という意味で、ちょっとこれを受けとった市民の人たちが、次は何をせないかんのかがわかるものをつくっていただかないと、つくっただけに終わってしまうんじゃないかということをととても危惧しております。

○池川都市計画課長 貴重なご意見ありがとうございます。もちろん、今後、地元のほうに入っていくときに、いきなりこれを景観計画を持って、こうやってそう説明なかなかこれだけの分厚いものできませんので、概要版なり、パンフレットなり、お知らせの仕方なり。

○岡委員 むしろ条例だと思うんです。条例が変わりますよと、だから今度から、こういうことが起こりますよというのが、この景観計画の中で示されているわけですから。

○岩井委員 多分ね、それは、これの景観計画の概要版というか、この景観法にのっとたんになりますよというのが、まず、大きいパンフレットが一つあって、景観地区になるところのは別に二つ折ぐらいの、それぞれ用のがもう一つ。だから、パンフレットも何段階かあるんだと、一冊で兼ねるのでは絶対無理だと思うのね。それから、業者向けみたいなんがいるでしょう。罰則ありますよというようなもんがあるだろし、市民のに罰則ありますよという、さっき出したらまずいしね。それはやっぱりみんなで作ってねっていう、一番最後のページ4-16のまちづくりのルール化支援というような、こっちのほう为主体に書いてあるような何か、何かそういうふうなもんだと思ってるんで、その辺かなり心配なさってるんやったらやっぱり、市民目線がないっていうところだと思うんです。

○岡委員 何したらいいか、きっとこれ、何かやってはるけど何も私たち変わらないわねっていう気持ち。

○岩井委員 だから、このままでこれだけ出せばさっきのパブリックコメントの答えみたいなもんでね、何か上のほうで言葉が飛び交ってるだけみたいになると思うので、もう少し、やっぱりこのパブリックコメントものすごいようあらわれてると思うんです。景観計画のパブリックコメントをしたんやけれども、一市民の方が気になるのは目の前の電柱やら、目の前の路面なんですよ。それに対してまた答えが、この上で言葉が飛び交っているようになってるという。だから、もう少し市民目線におりたものというのが絶対に必要。特に、やっぱり景観法って何かわかりにくいと思うんです、一般市民の方には。だから、いろんな景観地区や重点地区やっっているいろんなことが出てきて、何かわけわからんっていうところがすごくあると思うので、もう少し市民目線になった広報というか、知らしめることがとても大事だと、

それがなかったら、市民の協力得られないと思うんです。わけのわからんこととしてはるって  
いうだけのことになってしまうと思う。ぜひ、そこところをよくしていただきたいと思う  
んですけどね。

○宮尾都市政策課長　　今周知の方法について、審議会のほうでもご意見をちょうだいした  
ところでございます。今後、この景観計画、条例（案）に基づきまして、周知用の概要版で  
ありますとか、パンフレット、リーフレットのほうを作成してまいりますので、その上では、  
やはり先ほどの景観地区のように、何らかの市民の方に一般になじみのないような用語もご  
ざいますので、そういったところをわかりやすくご理解いただけやすいようなご内容にして  
いきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○鳴海会長　　はい、どうぞ。

○荻田建築都市局長　　ちょっとすみません。きょうは委員のご意見を聞かせていただきま  
したら、景観計画については一定おおむねの評価は得たのかなど。次に、次のステップとし  
て、この景観計画をいかに市民がわかりやすいような形のもを行動で移していくのか、ま  
た作成していくのかというご意見を拝聴させていただきましたので、ここは、今までなかな  
か公務員が得意じゃない分野でございますが、デザインの専門家の先生方とか、また建築士  
の専門の先生方とか、いろんな先生方おられますんで、ちょっといろいろ私どもでいろいろ  
考えてみますので、またご相談に乗っていただきたいなと思っております。

それと、先ほどからお話にあります、重点地域でございますが、今後、都市計画手法を活  
用した規制をかけていくわけでございますんで、規制のかけ方につきましては、先ほど申し  
上げましたいろいろなかけ方がございますので、市が一方的にということではなく、今後は  
地元にも、私ども職員が入っていきましてご説明をして、この例えば、百舌鳥古墳群周辺の景  
観守るんであれば、皆さん生活をしておられるところに規制をかけていきますので、どんな  
手法がいいんかというのを話し合っていきながら、この手法を規制のほうを決めさせていた  
だくというふうなことも考えておりますんで、そういうふうにさせていただきますので、概  
要のパンフレットにも、今後、どういうふうな形で進めさせていただくかというところをお  
示しをしてみたいと思っております。

以上でございます。

○鳴海会長　　それじゃあ、今、いろいろご意見がございましたけれど、条例と計画の関係  
とか、景観計画を推進していくにあたって市民の理解をどういうふうに得るかとか、その辺、  
いろいろ工夫して、それから、事業者向けのものもあれば、市民向けのものもあれば、ある  
いは特定地区の人にわかってほしい内容のこともありますので、いろいろこれから工夫して  
やっていかないといけないと思うんですね。

いろいろつくる紙の冊子っていうのの質がとても大事で、景観計画ですから、やっぱりデ  
ザインっていうのはとても重要で、そういうのがないと、この程度でいいんかっていうふう



になっちゃいますので、それぜひ、なかなか格好いいとか、そういう格好いいではなくて、感心するような、手元にずっと置いておきたいぐらいのものをつくってほしいなというふうに思います。

とりわけ、先ほど手続のフローがありましたけれど、あれがどこにも今まで入ってないわけですね。ああいうのが一番大事なわけですので、わかりやすくぜひつくっていただきたいというふうに思います。

それでは、我々のこの審議は景観計画の策定についての議論で、条例はこの会の外ですよ、それはそれでよろしいでしょう、その理解でよろしいですかね。

それじゃ、議案 堺市計画の策定について、この（案）のとおり承認することに異議はございませんでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

○鳴海会長       じゃあ一応、これでこの審議会の役目を終えて、あとはちょっと感想を一言。

景観法ができて、法ができて、それがとてもいいことなんですけれど、全国のいろんな状況を見ると、法ができて条例をつくりますよね、そうすると一番メインになってるのが、大規模建築物の誘導っていうか、指導が一番軸ですよ。そうすると、その大規模の申請に意見を言って、受身の景観行政に陥ってしまう自治体が結構多いんですよ。届出を受けて、何か審査してればいいみたい、これが景観行政ってものにすりかわって行って、攻めの景観まちづくりっていうのから撤退する傾向があるんですね。ですから法ができて、より制度として確立していけばいくほど、受け身になってしまう自治体が結構目立つんですね。だけど、今まで条例だけでやってると攻めの政策も一緒に、組み合わせてやっていかないとなかなか実現できないっていう考え方があったので、各自治体いろんな工夫をしてやってきているという経過があるんですけれど、法ができて、制度が確立すると、受け身になって、それだけで景観づくりが片づいてしまうっていう傾向にありますので、堺市はぜひ従前からの条例を、独自の条例でやってきてるわけですので、今回の景観法で、より法を背景にした仕組みに変わっていくわけですので、受け身ではなくて、攻めの景観まちづくりに、ぜひ邁進していただきたいなというふうに思います。そのための一つの最初の手がかりがパンフレット類ですから、それでやっぱり市民、事業者にやっぱり理解を求めて、単に周知っていう概念だけではなくて、理解して取り組んでもらうっていう、その呼び水ですよ。だから、教えてあげるのではなくて、参加を促すためのパンフレットづくりをぜひ頑張ってもらいたいというふうに思います。

それじゃあ、今の僕の意見は審議会の外ですので、つぶやき程度に考えといていただければ。一応、審議会は終了いたしましたので、どうも長時間ありがとうございました。

○事務局       では、本日の審議会は、これをもちまして終了といたします。長時間にわたってましてご議論いただきまして、まことにありがとうございました。

(閉会 午前11時35分)